

飲酒運転等根絶のためのルール

本校職員が交通法規を遵守し、飲酒運転等をはじめとした非違行為を絶対におこなわぬため、次のルールを定めて徹底する。

- (1) 日頃より生徒の前に立つことを自覚し、飲酒時間や酒量については留意の上、酒気帯び 及び 飲酒運転 を絶対にしない。
- (2) 本校（学年・教科等を含む）関係者が主催する酒宴への出欠表には、次のことについて確認する欄を設けて記入を義務付け、酒気帯び・飲酒運転の防止を徹底する。（参考例参照）
 - ・飲酒の有無を記入し、飲酒する場合は自家用車を利用せず、電車・バス・タクシー等を利用する。
 - ・飲酒予定の職員が会場まで自家用車を利用する場合は、事前に運転代行予約手配または宿泊施設利用予約をする。
 - ・運転代行を利用する場合は、事前に業者に予約し、記入欄に代行業者名と予約時間を明記 または 担当者に報告する。
- (3) (2) について手配等が困難な場合は「飲酒をしない」または「出席を見合わせる」こととする。
- (4) 飲酒の欄に「×」をした職員は絶対に飲酒をしない。また、他の職員は当該職員に飲酒を勧めない。
- (5) 本校が主催する酒宴以外への出席についても（1）～（4）に準じた対応をとる。

（参考）酒宴出欠表の例（担当者は出欠を取る際に、以下の内容を盛り込む。記入後はコピーを学校長に提出する。）

番号	氏名	出欠 ○×	飲酒 ○×	自家用車利用 ○×	送迎バス利用 ○×	帰りの交通手段 ○を付ける	代行予約業者 時間
1	風越 太郎	○	○	×	○	電車・バス・タクシー 代行・その他（ ）	
2	座光 寺子	×	×	×	×	電車・バス・タクシー 代行・その他（ ）	
3	姫 百合	○	○	○（会場まで）	×	電車・バス・タクシー 代行・その他（ ）	風越代行 20時予約
4	下伊 那介	○	○	×	○	電車・バス・タクシー 代行・その他（ ）	
5	喬木 村世	○	×	×	×	電車・バス・タクシー 代行・その他（ ）	
6	大鹿 豊蔵	○	×	○	○	電車・バス・タクシー 代行・その他（ ）	

コンプライアンス推進委員会委員

学校長（委員長） 教頭（副委員長） 生徒指導主任 養護教諭 セクハラ相談員 各学年主任 計8名